

c 要介護3	<u>1,104単位</u>
d 要介護4	<u>1,194単位</u>
e 要介護5	<u>1,272単位</u>

(二) 経過的ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費

a 要介護1	<u>800単位</u>
b 要介護2	<u>896単位</u>
c 要介護3	<u>1,104単位</u>
d 要介護4	<u>1,194単位</u>
e 要介護5	<u>1,272単位</u>

注1～3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

5 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

6・7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、若年性認知症患者に対して介護医療院サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ツを算定している場合は、算定しない。

9 (略)

10 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護医療院が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注9を算定している場合は算定しない。

11 (略)

c 要介護3	<u>1,084単位</u>
d 要介護4	<u>1,173単位</u>
e 要介護5	<u>1,251単位</u>

(二) ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費(ii)

a 要介護1	<u>783単位</u>
b 要介護2	<u>878単位</u>
c 要介護3	<u>1,084単位</u>
d 要介護4	<u>1,173単位</u>
e 要介護5	<u>1,251単位</u>

注1～3 (略)

(新設)

(新設)

4・5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護医療院において、若年性認知症患者に対して介護医療院サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ナを算定している場合は、算定しない。

7 (略)

8 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護医療院が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注7を算定している場合は算定しない。

9 (略)